

【六戸町】端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①児童生徒数	850	850	862	—	—
②予備機を含む 整備上限台数	0	0	991	—	—
③整備台数 (予備機除く)	0	0	862	—	—
④③のうち 基金事業によるもの	0	0	862	—	—
⑤累積更新率	0	0	100.0%	—	—
⑥予備機整備台数	0	0	129	—	—
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	129	—	—
⑧予備機整備率	0	0	14.9%	—	—

(端末の整備・更新の考え方)

1人1台端末について、令和4年度から利用している端末を令和8年度に整備し、児童生徒が引き続き安心して使える環境を整える。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

- ・小型家電リサイクル法の認定事業者にて再使用・再資源化を委託：755台
- ・教育関係で再利用：200台

(端末データの消去方法)

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

(スケジュール：予定)

令和9年3月 新規購入端末の使用開始

令和9年5月以降 小型家電リサイクル法の認定事業者にて再資源化を委託